

広陵町自治基本条例（仮称）

大項目「町民」・「議会」・「町長」・「町職員」の意見

大項目：町民

■町民の権利と役割、責務

審議会意見	<ul style="list-style-type: none"> ・生駒市の条文を基本とする。例えば「参画する権利」、「参加不参加を理由として差別的な扱いを受けない」、「自らの発言と行動を持って積極的に参画」など。 ・「生涯にわたり学ぶ権利」については、丹波市はこの項目に入れたが、広陵町では、次回に審議する「生涯学習」の項目に盛り込むべき。
-------	---

■子どもの権利

審議会意見	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの定義が難しい。今、成人は18歳だったり（選挙）、20歳だったり（少年法）する。⇒ユネスコでは子どもは18歳未満。それでいいのでは。青少年をどのように定義するかは、ワーキンググループ法制班に委任する。 ・ここでは、「能動的に子どもがまちづくりに参画してもらおう」ことを定義したい。
-------	---

■事業者の役割、責務

審議会意見	<ul style="list-style-type: none"> ・岸和田市のように細かく多くの条文はいらないように思う。 ・罰則条例ではないため、多くの条項を入れる必要はない。 ・吉野町ぐらいの条文でよいのでは。
-------	--

■町民投票

審議会意見	<ul style="list-style-type: none"> ・住民投票は、特例を除いて法的拘束力を持たないので、地方自治法に書かれている条項を丁寧に再掲すればよい。 ・ここで定めるのは合併などの賛否を二分するような際に行う住民投票のことである。 ・丹波市をベースに記載すればいいのではないか。
-------	--

大項目：議会

■議会の役割、責務

審議会意見	<ul style="list-style-type: none">・町民に議会のことを示すような書きぶりが必要。・広陵町では議会基本条例があり、はるかに踏み込んだ内容を書いているため、地方自治法上の原則をもう一度分かりやすく記載するのがよいのでは。・吉野町をベースとし、多摩市の条文をプラスするような感じで。・広陵町の「最高の意思決定機関」という文章を入れる。また、「執行機関を監視・牽制する役割も明記すべき。
-------	---

■議員の役割、責務、倫理

審議会意見	<ul style="list-style-type: none">・議会基本条例の第4条第3号に「議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、町民全体の福祉の向上をめざして活動すること」とあるので、これを入れたい。⇒逐条解説で、議会基本条例から引用していることを明記すればよい。・丹波市の条文をベースにして作ればよい。
-------	---

大項目：町長

■町長の役割、責務、倫理

審議会意見	<ul style="list-style-type: none">・町長は将来的なビジョンを示すことが必要だと思うので、「長期的な将来像を町民に示す」という条文は必要。・首長の責務は、本来地方自治法第149条に明記されているが、近年の執行機関の事務量が急増しているからその条文に書いていないことも多く行っている。・丹波市の条文をベースとし、吉野町も加えていって作成すること。
-------	--

大項目：町職員

■町職員の役割、責務、倫理

審議会意見	<ul style="list-style-type: none">・「町民全体の奉仕者」は職員に対して失礼（憲法や地方公務員法に明記されていることは説明済）。⇒下僕のように見えるし、そう記載することで勘違いする住民がいるように思う。・「公共の利益を実現する者として」や「町民公益の実現を行う者」という表現でいいのでは。
-------	---